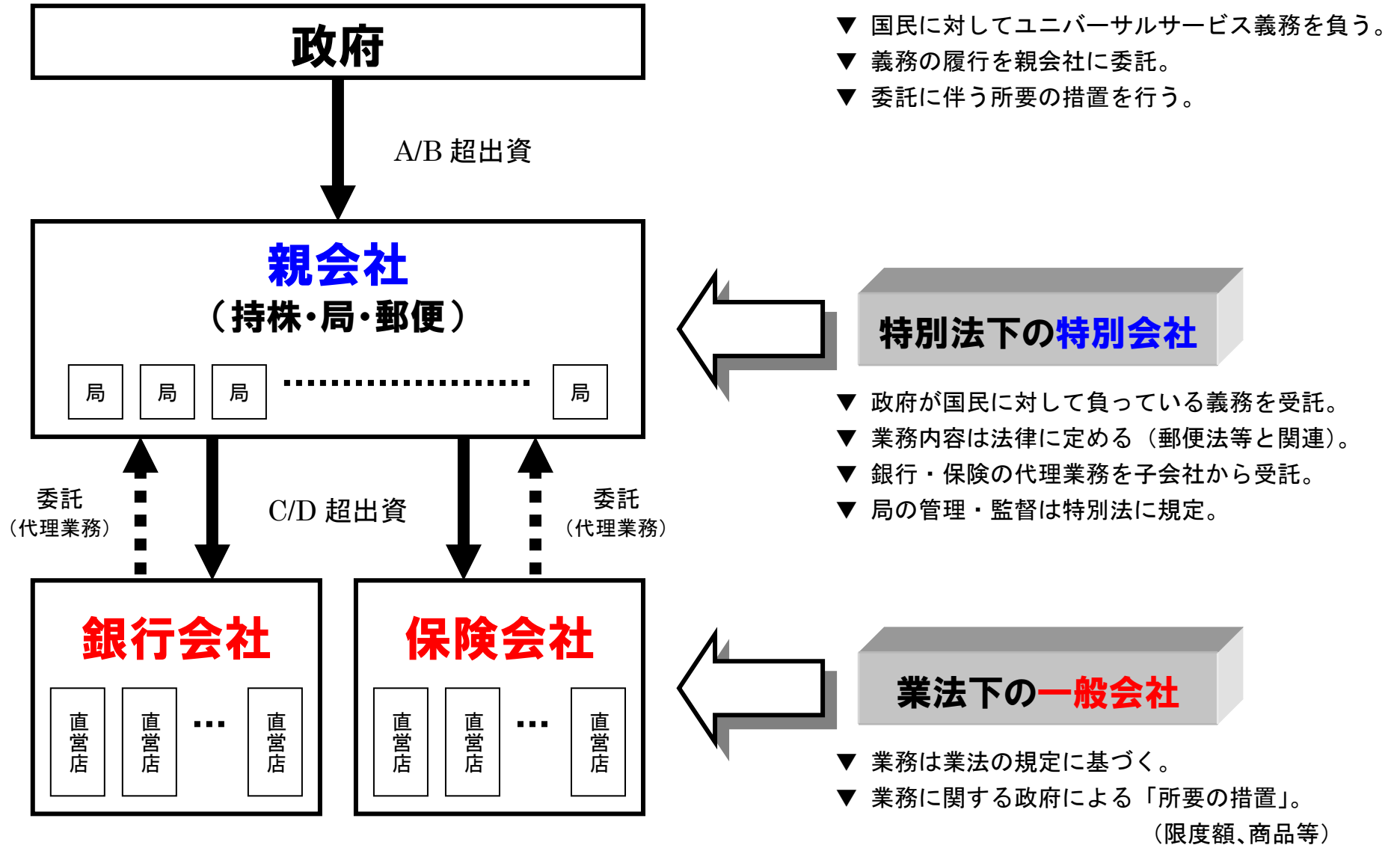
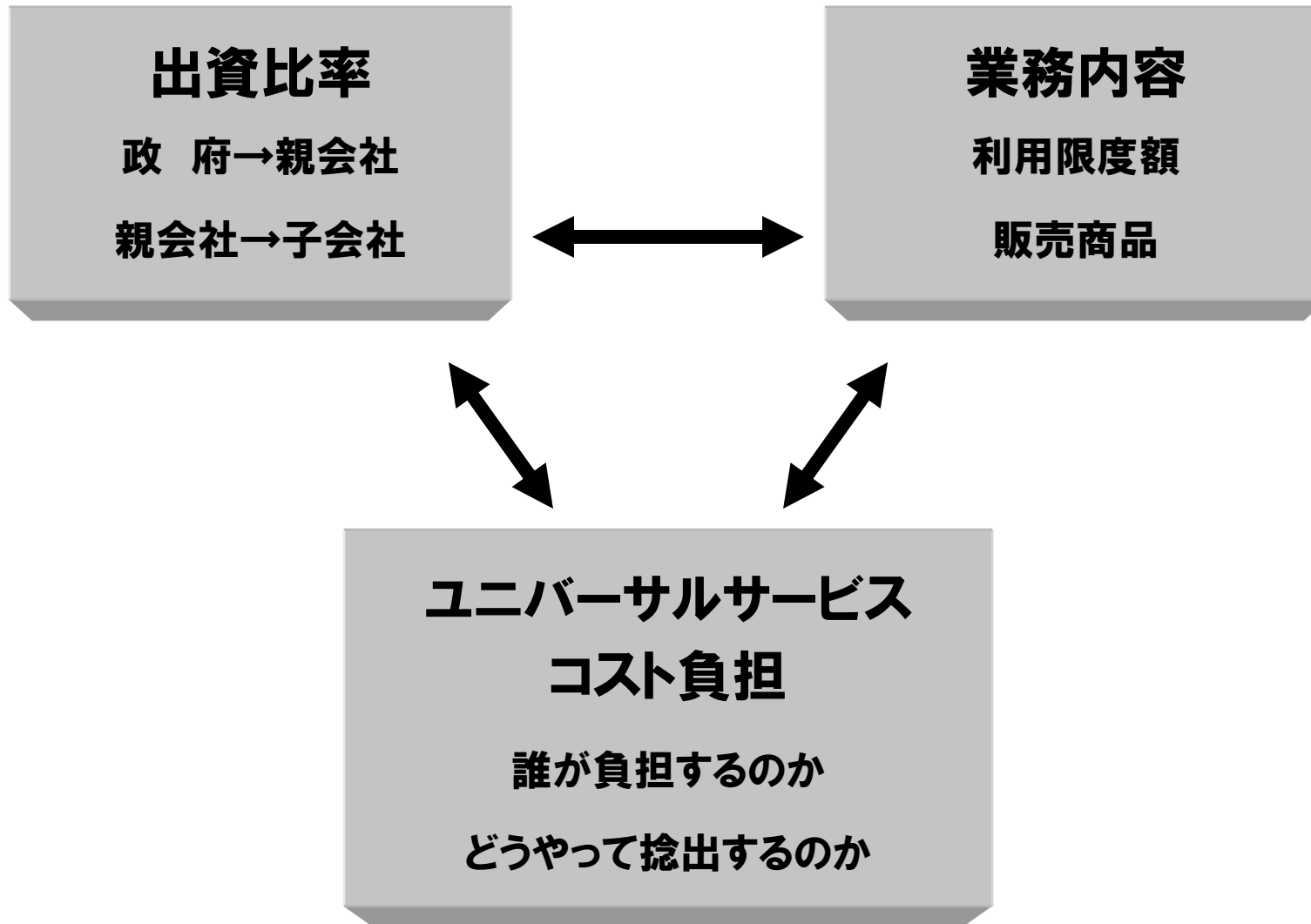


郵政事業見直しの基本フレーム



今後の要検討ポイント (図)



出資比率による経営関与のあり方

株式保有割合	経営に対する関与の程度	定款変更との関係等 <small>(金融2社の定款に「郵便局を通じた金融サービスの提供」を記載し、当該定款により金融ユニバーサルサービスを実現しようとする場合に必要な株式保有割合等)</small>
100%	経営上のあらゆる事項について単独での決議が可能 (完全支配)	単独で定款変更を阻止しうる
3分の2以上	経営上重要な事項に係る決議が単独で可能 〔監査役の解任、資本金の額の減少、定款の変更、事業の譲渡等及び解散、合併、会社分割、株式交換及び株式移転〕	
2分の1超	経営上の事項に係る決議が単独で可能 〔会計監査人の選解任、役員報酬等、剰余金の配当その他の処分、取締役の選解任(※)、監査役の選任(※)〕	
3分の1超	経営上重要な事項に係る決議を単独で阻止可能	
それ以下	—	
		3分の1以下の保有であっても、定款変更等の決議について、例えば、統合会社が黄金株(種類株式)を保有することで、その同意を必要とすることも可能。

(※) 取締役の選解任及び監査役の選任については、原則普通決議であるが、これを上回る割合とする旨の定款の定めを置くことも可能。

主要企業の政府出資比率

(平成20年10月1日現在)

会社名	主務大臣	設立年月日	政府保有割合、会計名	現行法上の政府保有義務
関西国際空港(株)	国土交通大臣	S59.10.1	66.7%(財政投融资特別会計投資勘定(7.7%)、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(59%))	1/2
日本たばこ産業(株)	財務大臣	S60.4.1	50.0%(財政投融资特別会計投資勘定)	設立時総数の1/2かつ発行済総数の1/3
日本電信電話(株)	総務大臣	S60.4.1	33.7%(財政投融资特別会計投資勘定)	1/3
中部国際空港(株)	国土交通大臣	H10.5.1	40.0%(社会資本整備事業特別会計空港整備勘定)	—
成田国際空港(株)	国土交通大臣	H16.4.1	100%(一般会計(10%)、社会資本整備事業特別会計空港整備勘定(90%))	—
東京地下鉄(株)	国土交通大臣	H16.4.1	53.4%(一般会計(3%)、国債整理基金特別会計(50.4%))	—
日本環境安全事業(株)	環境大臣	H16.4.1	100%(一般会計)	1/2
東日本高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	100%(一般会計(0.05%)、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定(99.95%))	1/3
中日本高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	100%(一般会計(0.05%)、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定(99.95%))	1/3
西日本高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	100%(一般会計(0.05%)、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定(99.95%))	1/3
首都高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	50.0%(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)	国及び地方公共団体で1/3
阪神高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	50.0%(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)	国及び地方公共団体で1/3
本州四国連絡高速道路(株)	国土交通大臣	H17.10.1	66.6%(社会資本整備事業特別会計道路整備勘定)	国及び地方公共団体で1/3
日本郵政(株)	総務大臣	H18.1.23	100%(一般会計(36%)、国債整理基金特別会計(64%))	1/3
日本アルコール産業(株)	経済産業大臣	H18.4.1	33.3%(一般会計)	—
(株)日本政策金融公庫	財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣	H20.10.1	100%(一般会計(61.2%)、財政投融资特別会計投資勘定(38.8%))	総数
(株)日本政策投資銀行	財務大臣	H20.10.1	100%(財政投融资特別会計投資勘定)	—
(株)商工組合中央金庫	経済産業大臣、財務大臣	H20.10.1	46.5%(財政投融资特別会計投資勘定)	—
輸出入・港湾関連情報処理センター(株)	財務大臣	H20.10.1	100%(一般会計)	1/2
石油資源開発(株)	—	S45.4.1	34.0%(エネルギー対策特別会計)	—
国際石油開発帝石(株)	—	H18.4.3	29.4%(エネルギー対策特別会計)	—
旧石油公団から承継した非上場会社(16社)	—	(注)	(注)(エネルギー対策特別会計)	—

(注) 旧石油公団から承継した非上場会社(16社)における設立年月日及び政府保有割合は各社において異なっている。

【出典：財政制度等審議会国有財産分科会株式部会(第10回)(21.2.25)資料】

UPU 加盟国における郵政事業の経営形態

(経営形態)

	国営	公社等	株式会社
国数 (カ国)	29	43	52
比率	23%	35%	42%
主な国	米国 韓国 トルコ	フランス オーストラリア	英国 ドイツ オランダ ニュージーランド

※ UPU「STATUS AND STRUCTURES OF POSTAL ADMINISTRATIONS」(2006)に記載されている 131 カ国のうち、英文表記に基づき分類可能な 124 カ国を掲載。

(上記株式会社に係る政府の持株比率)

	全株	3分の2程度	2分の1程度	2分の1未満
国数 (カ国)	27	1	1	3
比率	84%	3%	3%	9%
主な国	英国 ニュージーランド	マルタ	ウズベキスタン	ドイツ オランダ マレーシア

※ 株式会社に分類した 52 カ国のうち、英文表記に基づき把握可能な 32 カ国を掲載。

※ マルタについて、残りの 3分の1程度はニュージーランド・ポストの子会社が保有。